

厚生労働省国民保護計画の修正について（令和6年3月5日厚生労働省発科 0305 第1号）

1 厚生労働省の国民の保護に関する計画を次のとおり変更する。

(傍線部分は修正部分)

新	旧
<p>総論</p> <p>第1章 実施体制の確立            第1節 組織・体制等の整備            第2節 平素における措置            第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</p> <p>第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項</p> <p>第3章 住民の避難に関する措置に関する事項            第1節 警報の通知及び伝達            第2節 住民の避難</p> <p>第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項            第1節 総則            第2節 生活必需品等の給与又は貸与            第3節 医療の提供等            第4節 保健・衛生に係る対策            第5節 福祉に係る対策            第6節 安否情報の収集・提供</p> <p>第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項            第1節 生活関連等施設の安全確保            第2節 武力攻撃原子力災害への対処            第3節 NBC攻撃による災害への対処</p>	<p>総論</p> <p>第1章 実施体制の確立            第1節 組織・体制等の整備            第2節 平素における措置            第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</p> <p>第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項</p> <p>第3章 住民の避難に関する措置に関する事項            第1節 警報の通知及び伝達            第2節 住民の避難</p> <p>第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項            第1節 総則            第2節 <u>食品・飲料水及び</u>生活必需品等の給与又は貸与            第3節 医療の提供等            第4節 保健・衛生に係る対策            第5節 福祉に係る対策            第6節 安否情報の収集・提供</p> <p>第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項            第1節 生活関連等施設の安全確保            第2節 武力攻撃原子力災害への対処            第3節 NBC攻撃による災害への対処</p>

<p>第4節 保健衛生の確保その他の措置 第5節 労働災害防止</p> <p>第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項 第1節 情報の収集・提供 第2節 通信の確保 第3節 海外からの支援の受入れ 第4節 赤十字標章等・特殊標章等の交付等</p> <p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項 第1節 国民生活の安定 <u>(削る)</u> 第2節 応急の復旧 第3節 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p> <p>第8章 緊急対処事態への対処</p>	<p>第4節 保健衛生の確保その他の措置 第5節 労働災害防止</p> <p>第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項 第1節 情報の収集・提供 第2節 通信の確保 第3節 海外からの支援の受入れ 第4節 赤十字標章等・特殊標章等の交付等</p> <p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項 第1節 国民生活の安定 第2節 <u>生活基盤等の確保</u> 第3節 応急の復旧 第4節 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p> <p>第8章 緊急対処事態への対処</p>
--	--

<p>総論 (略)</p> <p>第1章 実施体制の確立 第1節 組織・体制等の整備 (略)</p> <p>第2節 平素における措置 1～2 (略) (削る)</p> <p><u>3</u> 訓練及び備蓄等 (略)</p> <p>第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立 1 体制の整備 (略)</p>	<p>総論 (略)</p> <p>第1章 実施体制の確立 第1節 組織・体制等の整備 (略)</p> <p>第2節 平素における措置 1～2 (略)</p> <p><u>3</u> 水道施設に係る組織・体制の整備</p> <p><u>○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制を整備するため、以下の措置を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 都道府県及び水道事業者等(水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)と協力し、武力攻撃災害時における広域的な情報収集及び連絡体制を整備するとともに、生活関連等施設等の重要な施設の情報についてデータベース化を図ること。また、当該データベースについてオンライン化を図ること。</u></li> <li><u>・ 応急給水及び応急給水活動に係る行動指針を作成すること。</u></li> <li><u>・ 水道事業者等が行う応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄の状況を定期的に把握すること。</u></li> <li><u>・ 応急給水及び応急復旧に必要な資機材が水道事業者等の間で共用できるよう、仕様・規格の統一化等に努めること。</u></li> </ul> <p><u>○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、水道事業者等が行う応急給水用水の確保に関する措置並びに都道府県及び水道事業者等が行う水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制の整備に関し、必要な指導、助言その他の支援を行う。</u></p> <p><u>4</u> 訓練及び備蓄等 (略)</p> <p>第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立 1 体制の整備 (略)</p>
---	--

## 2 職員の派遣

- 厚生労働省は、武力攻撃災害が発生した場合には、状況に応じ、特に次に例示する職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行う。
  - ・ 保健医療関係情報収集のための職員  
(削る)
  - ・ その他国民保護措置に必要な職員  
(略)

### 第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

①～⑦

(略)

#### ⑧ 安全の確保

- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全の確保のため必要な措置(以下「安全確保措置」という。)の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(略)

### 第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

#### 第1節 警報の通知及び伝達

## 2 職員の派遣

- 厚生労働省は、武力攻撃災害が発生した場合には、状況に応じ、特に次に例示する職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行う。
  - ・ 保健医療関係情報収集のための職員
  - ・ 水道行政の担当職員
  - ・ その他国民保護措置に必要な職員  
(略)

### 第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

①～⑦

(略)

#### ⑧ 安全の確保

- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全の確保のため必要な措置(以下「安全確保措置」という。)の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(略)

### 第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

#### 第1節 警報の通知及び伝達

(略)

- なお、上記の通知・伝達的手段に加え、厚生労働省総合情報ネットワークシステムが GSS G-Net、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。

## 第2節 住民の避難

(略)

## 第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

### 第1節 総則

(略)

### 第2節 生活必需品等の給与又は貸与

- 厚生労働省医政局及び医薬局は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、生活必需品等の供給を行うほか、物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。また、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

### 第3節 医療の提供等

#### 1 医療の提供及び助産

(1)

(略)

(2)医療活動を実施するための体制整備等

(略)

(削る)

(3)～(4)

(略)

(略)

- なお、上記の通知・伝達的手段に加え、厚生労働省総合情報ネットワークシステムが 政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。

## 第2節 住民の避難

(略)

## 第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

### 第1節 総則

(略)

### 第2節 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- 厚生労働省医政局、健康・生活衛生局及び医薬局は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行うほか、物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。また、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における 食品、生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

### 第3節 医療の提供等

#### 1 医療の提供及び助産

(1)救護班の派遣等

(略)

(2)医療活動を実施するための体制整備等

(略)

○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

(3)～(4)

(略)

<p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項 第1節 生活関連等施設の安全確保 (削る)</p> <p>1 毒物又は劇物の取扱施設 (略)</p> <p>2 毒薬又は劇薬の取扱施設 (略)</p>	<p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項 第1節 生活関連等施設の安全確保</p> <p>1 水道施設</p> <p>(1)平素からの備え</p> <p>○ <u>厚生労働省健康・生活衛生局は、都道府県と緊密な連携をとりつつ、生活関連等施設である水道施設を把握するものとする。</u></p> <p>○ <u>厚生労働省健康・生活衛生局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設である水道施設について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。</u></p> <p>(2)武力攻撃事態等における措置</p> <p>○ <u>厚生労働省健康・生活衛生局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁等の意見を聴いて生活関連施設である水道施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>○ <u>厚生労働省健康・生活衛生局は、生活関連等施設である水道施設に係る武力攻撃災害が発生したときには、その施設の管理者である水道事業者等及び水資源機構に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。</u></p> <p>○ <u>厚生労働省健康・生活衛生局は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設である水道施設の安全確保のための必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。</u></p> <p>2 毒物又は劇物の取扱施設 (略)</p> <p>3 毒薬又は劇薬の取扱施設 (略)</p>
--	---

<p>3 生物剤・毒素の取扱所 (略)</p> <p>第2節 武力攻撃原子力災害への対処 (略)</p> <p>第3節 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)平素からの備え (略)</p> <p>(2)武力攻撃災害発生時の措置 (削る)</p> <p>(略)</p> <p>(3)生物剤による攻撃の場合 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項</p> <p>第1節 情報の収集・提供</p> <p>1 平素からの備え (略)</p> <p>○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。</p> <p>2 被災情報の収集・提供</p>	<p>4 生物剤・毒素の取扱所 (略)</p> <p>第2節 武力攻撃原子力災害への対処 (略)</p> <p>第3節 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)平素からの備え (略)</p> <p>(2)武力攻撃災害発生時の措置</p> <p><u>○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3)生物剤による攻撃の場合 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項</p> <p>第1節 情報の収集・提供</p> <p>1 平素からの備え (略)</p> <p>○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。</p> <p>2 被災情報等の収集・提供</p>
---	---

<p>(略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項 第1節 国民生活の安定 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第2節 応急の復旧</p>	<p>(略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項 第1節 国民生活の安定 (略)</p> <p>第2節 生活基盤等の確保</p> <p>1 ライフライン施設の機能の確保</p> <p>○ <u>厚生労働省健康・生活衛生局は、水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>2 水の安定的な供給</p> <p>○ <u>厚生労働大臣は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときであつて、必要があると認められる場合には、都道府県知事に対して、水道法(昭和32年法律第177号)第40条第1項の事務を行うことを指示するものとする。</u></p> <p>○ <u>都道府県知事が水道法第40条第1項の事務を行うことができないと厚生労働大臣が認める場合には、厚生労働大臣は、同条第1項及び第3項の規定に基づき、水道事業者等に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者等に供給すべきことを命ずる。また、関係する水道事業者が複数の都道府県にまたがる場合においても、厚生労働大臣が必要な措置を行う。</u></p> <p>○ <u>厚生労働省健康・生活衛生局は、武力攻撃災害が発生した場合には、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、水道施設の被害状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧の状況、復旧予定時期並びに飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、的確な情報提供を行う。</u></p> <p>第3節 応急の復旧</p>
---	--



<p>1 医療機関等の応急の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省医政局及び医薬局は、医療機関等の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。</li> <li>○ 厚生労働省医政局及び医薬局は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、医療機関等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。</li> </ul> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> 社会福祉施設の復旧 (略)</p> <p>第<u>3</u>節 武力攻撃災害の復旧に関する措置 (略)</p> <p>第8章 緊急対処自体への対処 (略)</p>	<p>1 医療機関等の応急の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省医政局及び医薬局は、医療機関等の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。</li> <li>○ 厚生労働省医政局及び医薬局は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、医療機関等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。</li> </ul> <p><u>2</u> 水道施設の応急の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>厚生労働省健康・生活衛生局は、武力攻撃事態等の発生直後から、都道府県を通じて、水道施設の被害状況、断水情報等について定期的に情報収集を行う。</u></li> <li>○ <u>厚生労働省健康・生活衛生局は、都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、都道府県を通じて全国の水道事業者等に対し支援を要請し、調整等を行う。</u></li> </ul> <p><u>3</u> 社会福祉施設の復旧 (略)</p> <p>第<u>4</u>節 武力攻撃災害の復旧に関する措置 (略)</p> <p>第8章 緊急対処事態への対処 (略)</p>
--	---

2 前項の国民の保護に関する計画の変更は、令和6年4月1日から施行する。